

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：狭山市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	67.2%
全職員	54.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.1%
本庁課長相当職	98.9%
本庁課長補佐相当職	98.8%
本庁係長相当職	97.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.5%
31～35年	95.4%
26～30年	94.9%
21～25年	92.7%
16～20年	87.9%
11～15年	87.7%
6～10年	85.8%
1～5年	84.8%

【説明欄】

- ①扶養手当を受給している常勤職員のうち、86.4%が男性であり、女性職員に比べ、給与単価を引き上げていることから、男女の給与の差異に影響を及ぼしている。
- ②相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、87.6%が女性であり、任期の定めのない常勤職員以外の職員及び全職員で比較すると男女の給与の差異が大きくなっている。
- ③勤続年数別では、男性職員に比べ、女性職員の方が新卒での入職者が多く、初任給が低いため、勤続年数が短い程、男女の給与の差異に影響を及ぼしている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。